

○「膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準細則及び膨脹式救命いかだ整備事業場調査について(船査第 154 号(昭和 51 年 3 月 26 日付))」

新旧対照表

新	旧
<p>船査第 154 号 昭和 51 年 3 月 26 日 (一部改正)国海査第 43 号 平成 24 年 5 月 16 日</p> <p>各海運局長 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>船舶局長</p> <p>膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準について</p> <p>標記について、別紙1のとおり膨脹式救命いかだ整備事業場を認定する際の審査基準として、「膨脹式救命いかだ整備事業場認定基準細則」を定めたので、これによりよりしく取り計らわれたい。</p>	<p>船査第 154 号 昭和 51 年 3 月 26 日</p> <p>各海運局長 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>船舶局長</p> <p>膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準及び膨脹式救命いかだ整備事業場調査について</p> <p>標記について、別紙1のとおり膨脹式救命いかだ整備事業場を認定する際の審査内規として、「膨脹式救命いかだ整備事業場認定基準細則」を決めたので、これによりよりしく取り計らわれたい。なお、本細則は部内限りの取り扱いにされたい。</p> <p>また、整備事業場を認定する際の参考にしたので、別紙2により「膨脹式救命いかだ整備事業場調査」を実施することとしたので、調査のうえ昭和51年4月15日までに別紙2の様式「膨脹式救命いかだ整備事業場調査報告書」によって報告されたい。</p>

別紙1 膨脹式救命いかだ整備事業場認定基準細則

新	旧
<p>1. 第2号については、次による。</p> <p>(a) 別表第3中「膨脹式救命いかだ」については、次による。</p> <p>(1) 2イ中「その他接着加工に必要な用具」とは、保管容器(のり、促進剤、容剤)刷毛類、乾燥促進のための赤外線ランプ又はドライヤー、洋ばさみ、打粉袋等をいう。</p> <p>(2) 2ロの「工業用ミシンその他の縫製用具」は、<u>天幕、ポンベ保持帯又は索類等を適切に修理できるもので差し支えない。</u></p> <p>(3) 2ハの「ロープ加工用具」とは、糸巻棒、端末焼結用熱源、針類、ペンチ等をいう。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1. 第2号については、次による。</p> <p>(a) 別表第3中「膨脹式救命いかだ」については、次による。</p> <p>(1) 2イ中「その他接着加工に必要な用具」とは、保管容器(のり、促進剤、容剤)刷毛類、乾燥促進のための赤外線ランプ又はドライヤー、洋ばさみ、打粉袋等をいう。</p> <p>(2) 2ロの「ロープ加工用具」とは、糸巻棒、端末焼結用熱源、針類、ペンチ等をいう。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(b) 別表第4中「膨脹式救命いかだ」については、次による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2口の「<u>温水試験用水槽</u>」は、ポンベ4本以上収容可能なものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(b) 別表第4中「膨脹式救命いかだ」については、次による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2口の「<u>温水試験水そう</u>」は、ポンベ4本以上収容可能なものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(c) (略)</p> <p>(1) いかだの点検、整備作業を行う作業場は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(i) <u>膨脹式救命いかだ(25人用)</u>を2台以上同時に整備できる50㎡以上の床面積を有すること。</p> <p>(ii) 屋内に設けられており、かつ、いかだを容易に回転させるための、天井までの高さが4m以上である部分の有すること。<u>(整備規程に記述されるいかだの最大高さ及び回転方向の最大幅を参考とすること。)</u></p> <p>(iii) ～(viii) (略)</p>	<p>(c) (略)</p> <p>(1) いかだの点検、整備作業を行う作業場は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(i) <u>甲種(25人用)いかだ</u>を2台以上同時に整備できる50㎡以上の床面積を有すること。</p> <p>(ii) 屋内に設けられており、かつ、いかだを容易に回転させるための、天井までの高さが4m以上である部分の有すること。</p> <p>(iii) ～(viii) (略)</p>

<p>(2) いかだを点検前に水洗いする場所は、膨脹式救命いかだ(25 人用)を1台以上容易に洗浄できる25m³以上の面積を有すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガスボンベ、信号用火工品類を保管する倉庫で高圧ガス保安法及び火薬類取締法の適用を受けるものにあつては、次の事項を確認すること。</p> <p>(i) 高圧ガス保安法の規定による都道府県知事の販売事業の許可を受けていること。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(5) 膨脹式救命いかだ(定員が25人を超えるもの)を整備する場合には、揚荷設備は制限荷重 0.5ton 以上の能力を有するものを1台以上有すること。</p>	<p>(2) いかだを点検前に水洗いする場所は、甲種(25人用)いかだを1台以上容易に洗浄できる25m³以上の面積を有すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガスボンベ、信号用火工品類を保管する倉庫で高圧ガス取締法及び火薬類取締法の適用を受けるものにあつては、次の事項を確認すること。</p> <p>(i) 高圧ガス取締法の規定による都道府県知事の販売事業の許可を受けていること。</p> <p>(ii) (略)</p>
<p>2. 第3号については、次による。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業場におけるいかだの整備について3年以上の経験を有し、かつ、地方運輸局長の適当と認める技術証明書(例えば、船用品整備技術講習委員会が発行した「膨脹式救命いかだ整備技術証明書」)を有する者。</p> <p>(1)及び(2)に掲げる者以外の者については、意見を付して海事局長に伺い出ること。</p>	<p>2. 第3号については、次による。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業場におけるいかだの整備について3年以上の経験を有し、かつ、海運局長の適当と認める技術証明書(例えば、船用品整備技術講習委員会が発行した「膨脹式救命いかだ整備技術者技術証明書」)を有する者。</p> <p>(1)及び(2)に掲げる者以外の者については、意見を付して船舶局長に伺い出ること。</p>
<p>(c) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業場におけるいかだの整備について3年以上の経験を有し、かつ、地方運輸局長の適当と認める技術証明書(例えば、船用品整備技術講習委員会が発行した「膨脹式救命いかだ整備技術者技術証明書」)を有する者。</p>	<p>(c) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業場におけるいかだの整備について3年以上の経験を有し、かつ、海運局長の適当と認める技術証明書(例えば、船用品整備技術講習委員会が発行した「膨脹式救命いかだ整備技術者技術証明書」)を有する者。</p>

<p>(1)及び(2)に掲げる者以外の者については、意見を付して<u>海事局長</u>に伺い 出ること。</p>	<p>(1)及び(2)に掲げる者以外の者については、意見を付して<u>船舶局長</u>に伺い 出ること。</p>
<p>3.～5. (略)</p>	<p>3.～5. (略)</p>
<p><u>7.</u> 第 9 号については、認定を受けようとする者が経営不振に陥っておらず、 かつ、将来もその不安がないこと。</p>	<p><u>8.</u> 第 9 号については、認定を受けようとする者が経営不振に陥っておらず、 かつ、将来もその不安がないこと。</p>

○昭和 62 年 6 月 11 日付海査第 247 号「膨脹式救命いかだ整備事業場の認定の取扱いについて(海査第 32 号(昭和 62 年 2 月 6 日付)関連)」

新旧対照表

新	旧
<p>海査第 247 号 昭和 62 年 6 月 11 日 <u>(一部改正)国海査第 43 号</u> <u>平成 24 年 5 月 16 日</u></p> <p>各地方運輸局長 神戸海運監理部長 殿 沖縄総合事務局長</p> <p>海上安全技術局長</p> <p>膨脹式救命いかだ整備事業場の認定の取扱いについて (海査第 32 号(昭和 62 年 2 月 6 日付)関連)</p> <p>海査第 32 号(昭和 62 年 2 月 6 日付)に関連して、進水装置用膨脹式救命いかだの整備を行う整備事業場の審査内規及び認定の取扱いについて下記のとおり定められたので了知のうえ業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>記</p> <p>1. 進水装置用膨脹式救命いかだの整備を行う整備事業場を認定する際の審</p>	<p>海査第 247 号 昭和 62 年 6 月 11 日</p> <p>各地方運輸局長 神戸海運監理部長 殿 沖縄総合事務局長</p> <p>海上安全技術局長</p> <p>膨脹式救命いかだ整備事業場の認定の取扱いについて (海査第 32 号(昭和 62 年 2 月 6 日付)関連)</p> <p>海査第 32 号(昭和 62 年 2 月 6 日付)に関連して、進水装置用<u>第一種</u>膨脹式救命いかだの整備を行う整備事業場の審査内規及び認定の取扱いについて下記のとおり定められたので了知のうえ業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>記</p> <p>1. 進水装置用<u>第一種</u>膨脹式救命いかだの整備を行う整備事業場を認定する</p>

査基準は、「膨脹式致命いかだ整備事業場認定基準細則」(船査第 154 号(昭和 51 年 3 月 26 日付け)別紙 1; 以下、「細則」という。)に次の項目を追加したものとす。

(i) 「細則」第 2 号(b)(3)の後に、「なお、進水装置用膨脹式救命いかだについて整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備は、上記の他、水袋、砂袋のいづれか及びはかりとす。水袋を設置する場合は、その附帯設備として、(a)ポンプ及び配管又はゴムホースか、(b)水タンクを設けて循環式とする場合には(a)に加え、貯水タンク及び流量計又はゲージを含める。但し、水袋又は砂袋の荷重が明確に判定される場合は、上記附帯設備及びはかりは不要とす」を加える。

(ii) 「細則」第2号(c)(1)(ii)の後に、「なお、進水装置用膨脹式救命いかだの整備を行う整備事業場においては、ホイスト又はチェーンブロック等の吊下げ設備(はかりを取りつける場合は、はかりを含む。)を有しており、かつ床面から当該設備の下端までの高さが 4.0m以上あること。」を加える。

際の審査内規は、「膨脹式致命いかだ整備事業場認定基準細則」(船査第 154 号(昭和 51 年 3 月 26 日付け)別紙 1; 以下、「細則」という。)に次の項目を追加したものとす。

(i) 「細則」第 2 号(b)(3)の後に、「なお、進水装置用第一種膨脹式救命いかだについて整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備は、上記の他、水袋、砂袋のいづれか及びはかりとす。水袋を設置する場合は、その附帯設備として、(a)ポンプ及び配管又はゴムホースか、(b)水タンクを設けて循環式とする場合には(a)に加え、貯水タンク及び流量計又はゲージを含める。また、はかりは秤量 3 トン程度のものとす。但し、水袋又は砂袋の荷重が明確に判定される場合は、上記附帯設備及びはかりは不要とす」を加える。

(ii) 「細則」第2号(c)(1)(ii)の後に、「なお、進水装置用第一種膨脹式救命いかだの整備を行う整備事業場においては、天井の梁にホイスト又はチェーンブロック等の吊下げ設備(秤量 3 トン程度の)はかりを取りつける場合は、はかりを含む。)を有しており、かつ床面から当該設備の下端までの高さが 4.0m以上あること。」を加える。なお、「細則」中「甲種いかだ」とあるのは、「第一種いかだ」と読みかえる。

2. 進水装置用第一種膨脹式救命いかだの整備を行うおとす整備事業場は原則として7月16日を目的に「船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則」(以下、「規則」という。)第26条第1項の変更(「規則」第21条第1項第2号に掲げる施設及び設備に関する変更)の届出を行わせることとする。

3. 進水装置用第一種膨脹式救命いかだの整備を行う意思のない整備事業場は、原則として7月16日を目的に「規則」第25条の変更承認の申請を行わせ

ることとし、同申請に対し、「A社膨脹式救命いかた整備規程に係る膨脹式救命いかた(進水装置用第一種膨脹式救命いかたを除く。)」という限定を付して承認することとする。

(ご参考)

船査第154号

昭和51年3月26日

(一部改正) 国海査第43号

平成24年5月16日

海運局長

沖縄総合事務局長 殿

船舶局長

膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準細則について

標記について、別紙1のとおり膨脹式救命いかだ整備事業場を認定する際の審査基準として、「膨脹式救命いかだ整備事業場認定基準細則」を定めたので、これによりよろしく取り計らわれない。

別紙 1

○膨脹式救命いかだ整備事業場認定基準細則

<p>船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 第 21 条第 1 項</p>	<p>基準細則</p>
<p>第 1 号</p>	<p>認可を受けた整備規程である旨を記載し、かつ、記名押印した整備規程が現に供与されていること。また、認定の有効期間中に整備規程の変更があった際にその供給が確実に行われる体制にあること。</p>
<p>第 2 号</p>	<p>1. 第 2 号については、次による。</p> <p>(a)別表第 3 中「膨脹式救命いかだ」については、次による。</p> <p>(1) 1 イ中「その他接着加工に必要な用具」とは、保管容器（のり、促進剤、容剤）、刷毛類、乾燥促進のための赤外線ランプ又はドライヤー、洋ばさみ、打粉袋等をいう。</p> <p>(2) 2 ロの「工業用ミシンその他の裁縫用具」は、天幕、ボンベ保持帯又は索類等を適切に修理できるもので差し支えない。</p> <p>(3) 2 ハの「ロープ加工用具」とは、糸巻棒、端末焼結用熱源、針類、ペンチ等をいう。</p> <p>(4) 3 の「その他認定に係る膨脹式救命いかだについて整備規程に従い整備を行うために必要な設備」の中には、鳩目、押ぼたん加工をするための打抜型各種サイズ及び打具各種サイズ並びに塗装、刷込加工のための刷毛、刷込パットその他整備規程に定められている整備のための設備が含まれる。</p> <p>(b) 別表第 4 中「膨脹式救命いかだ」については、次による。</p> <p>(1) 2 イの「はかり」は、秤量 20k g 程度のものとする。</p> <p>(2) 2 ロの「温水試験用水槽」は、ボンベ 4 本以上収容可能なものとする。なお、温水試験を他の適当な事業者へ依頼し自社で当該試験を実施しない場合には省略してもよい。</p> <p>(3) 4 の「その他認定に係る膨脹式救命いかだについて整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備」の中には、湿度計、砂時計、10m 巻尺その他整備規程に定められている確認のための設備が含まれる。</p> <p>(c) 第 2 号ハ及びニについては、整備業務を円滑に行うために次の条件に適合する施設（作業場、いかだ洗じょう場所、部品置場及び危険物倉庫）を設け、各施設の合計面積は、100 m²以上であること。</p> <p>(1) いかだの点検、整備作業を行う作業場は、次の条件に適合するものであること。</p>

(i) 膨脹式救命いかだ (25 人用) を 2 台以上同時に整備できる 50 m²以上の床面積を有すること。

ただし、膨脹式救命いかだ(定員が 25 人を超えるものに限る。)の整備を行う場合には、当該いかだを整備できる床面積を有すること。(整備規程に記述されるいかだの最小床面積を参考とすること。)

(ii) 屋内に設けられており、かつ、いかだを容易に回転させるための、天井までの高さが 4m 以上である部分を有すること。(整備規程に記述されるいかだの最大高さ及び回転方向の最大幅を参考とすること。)

(iii) 床は堅固であり、かつ、ゴム布の損傷を防ぐための敷物が敷かれていること。

(iv) 十分な照度を得るための全体照明及び部分照明の設備を有すること。

(v) 漏洩試験を正確に行うためには、空調の設備を有することが望ましいが、カーテン、換気扇等によりできる限り温度を一定に保つような措置が講じてあること。

(vi) ゴム布の取扱上、室温は冬期において 0℃ 以上に保つことができること。

(vii) 溶剤等のガスの排出のための適当な換気装置が設けられていること。

(viii) 当該作業場内で、いかだの搬入及び移動が無理なくできること。

(2) いかだを点検前に水洗いする場所は、膨脹式救命いかだ (25 人用) を 1 台以上容易に洗じょうできる 25 m²以上の面積を有すること。

(3) 補修用工具、消耗品、交換部品等を整理しておくための次の条件に適合する部品置場が設けられていること。

(i) 部品置場は、多くの種類の工具、備品等を混乱なく整理しておくことができるものであること。この部品置場は、棚式のものですることが望ましい。

(ii) 10 m²以上の面積を有すること。

(4) ガスボンベ、信号用火工品類を保管する倉庫で高圧ガス保安法及び火薬類取締法の適用を受けるものにあつては、次の事項を確認すること。

(i) 高圧ガス保安法の規定による都道府県知事の販売事業の許可を受けていること。

(ii) 火薬類取締法の規定による都道府県知事の販売事業の許可を受けていること。

(5) 膨脹式救命いかだ (定員が 25 人を超えるもの) を整備する場合には、揚荷設備は制限荷重 0.5ton 以上の能力を有するものを 1 台以上有すること。

第 3 号

2. 第 3 号については、次による。

(a) 次の表に掲げる人員 (整備主任者、直接監督者及び作業員をいう。)

当該事業場の年間整備台数	整備主任者	直接監督者	左の者を含め整備作業に従事する者の合計
500 以下	1	1 以上	4 以上
500 を超え 1000 以下	1	1 以上	6 以上
1000 を超え 1500 以下	1	1 以上	8 以上
1500 を超え 2000 以下	1	2 以上	11 以上
2000 を超えるもの	1	2 以上	13 以上

(b) 次に掲げる者は、第 3 号口に規定する者と認めてさしつかえない。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）若しくは旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、工学系における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場におけるいかだの整備について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生（学校教育法による短期大学の卒業生を除く。）にあつては 3 年以上、その他の者にあつては 5 年以上の経験を有する者。

(2) 当該事業場におけるいかだの整備について 1 年以上の経験を有し、かつ、**地方運輸局長**の適当と認める技術証明書（例えば、船用品整備技術講習委員会が発行した「膨脹式救命いかだ整備技術者技倆証明書」）を有する者。

(1)及び(2)に掲げる者以外の者については、意見を付して**海事局長**に伺い出ること。

(c) 次に掲げる者は、第 3 号ハ中「これと同等以上の能力を有する」者と認めてさしつかえない。

(1) 学校教育法若しくは旧大学令による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令による専門学校において、工学系における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場におけるいかだの整備について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生（学校教育法による短期大学の卒業生を除く。）にあつては 5 年以上、その他の者にあつては 7 年以上の経験を有する者

(2) 当該事業場におけるいかだの整備について 3 年以上の経験を有し、かつ、**地方運輸局長**の適当と認める技倆証明書（例えば、船用品整備技術講習委員会が発行した「膨脹式救命いかだ整備技術者技倆証明書」）を有する者。

(1)及び(2)に掲げる者以外の者については、意見を付して**海事局長**に伺い出ること。

第 4 号

3. 第 4 号については、整備主任者が整備及び確認のため行う検査に対する

	<p>最高責任者であることが、組織規程及び業務分担上明確となっているとともに、実際の業務においてもこのことが適切に運用されていること。また整備主任者と直接監督者は兼任できないものとする。</p> <p>第 20 条第 1 項第 3 号の「確認の方法を記載した書類」は、確認の時期（A マーク（年月日を含む。)) を附す位置等確認の手続、確認日誌等の様式、認印の管理方法等を記載したものであること。</p>
第 5 号	<p>4. 第 5 号については、次による。</p> <p>(a) 次のような作業に関する管理がなされていること。</p> <p>(1) 作業工程が決まっており、無理な工程とならないこと。</p> <p>(2) 作業標準があり、作業員に対する指導、教育が行われていること。</p> <p>(3) 重要な工程が責任者によりチェックされていること。</p> <p>(4) 作業者自身の作業の点検が行われていること。</p> <p>(5) 作業用具等の正しい取扱いが定められていること。</p> <p>(b) 購入材料及び部品について、発注、取得、在庫量の管理が正しくなされていること。</p> <p>(c) 第 5 号ハについては、確認のため行う漏洩試験、ガスボンベの検査、自動離脱装置の試験等の技術的要件が記載されること。</p>
第 6 号	<p>5. 第 6 号については、次による。</p> <p>(a) 各設備のメンテナンスが十分に行われていること。</p> <p>(b) 精度が要求される設備（圧力計、はかり、温度計等）は、社内点検が行われており、定期的に計量士等による検査を受けていること。</p>
第 7 号	<p>6. 第 7 号については、書類の保管場所が定められており、常に整理されているほか、次の条件に適合すること。</p> <p>(a) 整備規程が変更された際の取扱いが明確なものであること</p> <p>(b) 確認のため行う検査に関する記録が 3 年以上保存される体制となっていること。</p>
第 9 号	<p>7. 第 9 号については、認定を受けようとする者が経営不振に陥っておらず、かつ、将来もその不安がないこと。</p>